

# マイナンバー通知カード・個人番号カードについて

マイナンバー制度には、最初に住民全員が取得する「通知カード」と、申請手続きを行うことで取得できる「個人番号カード」という2種類のカードがあります。

## 【通知カード】

通知カードは、紙製のカードで、住民にマイナンバー（個人番号）をお知らせするものです。

券面には住民票に登録されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」と「マイナンバー（個人番号）」等が記載されています。有効期限はありません。

個人番号カードを取得する際に、通知カードは市町村へ返納することになります。

### 《どんな時に使うの?》

行政機関の窓口等でマイナンバー（個人番号）を求められた際に利用可能です。

ただし、通知カードは身分証明書としての効力を持っていないため、本人確認を行うために運転免許証等が必要となります。



## 【個人番号カード】

個人番号カードは、プラスチック製のICチップ付カードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されます。有効期限は、20歳未満は5年、20歳以上は10年となっています。個人番号カードを取得するためには、通知カードと一緒に届く申請書を利用し、申請手続きを行う必要があります。初回の取得手数料は当面の間、無料です。

### 《どんな時に使うの?》

通知カードと同じく、マイナンバーを求められた際に利用できるほか、本人確認のための身分証明書として利用できるe-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。



「通知カード」や、「個人番号カード」を無くした場合は、どうしたらよいのですか？

無くしたことがわかったら、すぐに個人番号カードコールセンターに連絡してください。一時利用停止については24時間365日体制で受付を行っています。

再発行が必要な場合は、役場での手続きが必要になります。再発行には手数料がかかりますのでご注意ください。

通知カードも、個人番号カードも免許証などと同じようにとても大切な個人情報です。

絶対に無くさないよう取扱いには十分注意してください。



マイナンバー（個人番号）が他の人に漏れたり、簡単に不正利用できるのですか？

マイナンバーが必要な手続きでは、必ず免許証などで本人かどうかを確認する必要があります。法律で定められています。

そのため、マイナンバーだけを知ったとしても不正利用することはできません。

代理の場合は、委任状などの代理権の確認と運転免許証などによる身元確認が必要になります。



マイナンバー（個人番号）確認  
通知カード または  
住民票（マイナンバー付き）



身元確認  
運転免許証 or パスポートなど

個人番号カードコールセンター  
(カードに関すること)  
0570-783-578 24時間365日対応  
0570-064-738 (外国語対応)

マイナンバーコールセンター (制度に関すること)  
0570-20-0178 平日9:30~17:30(土日祝日等除く)  
0570-20-0291(外国語対応)  
※平成27年10月~平成28年3月は22時まで対応

問い合わせ先

住民生活課戸籍年金係 ☎47-4681